平成２５年（フ）第４３９号
千葉県市川市南行徳４丁目16番10号
債務者　萩原江利子
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４５４号
千葉市花見川区検見川町２丁目542番地17
債務者　野呂アイ子
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４５６号
千葉県八千代市八千代台北８丁目８番７号プレステージ５―201号
債務者　関根　幸子（旧姓村井）
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第４７１号
千葉県船橋市海神町南１丁目1480番地　グランメール西船橋305号
債務者　小暮のり子
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第５０１号
千葉市稲毛区長沼町256番地49　雇用促進住宅２棟403号
債務者　草野　　誠
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第６４号
滋賀県彦根市野田山町901番地54　106号、前住所滋賀県彦根市平田町222番地７　102号
債務者　石川　千鶴
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２５年（フ）第５号
奈良県五條市大野新田町151番地
債務者　堂本　由香
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２５年（フ）第４８号
北海道小樽市花園１丁目６番18号　コーポカンダ202
債務者　木村　　幸
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第６３号
北海道苫小牧市日吉町４丁目29番７―41号
債務者　小椋　信夫
1　決定年月日時　平成25年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第５９号
仙台市青葉区郷六字葛岡下49番地の１　広瀬の杜６番館209、従前の住所仙台市太白区袋原３丁目７番８号
債務者　後藤　智博
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第７０号
秋田市新屋比内町７番１号市営住宅７―103号
債務者　岡澤　　晃
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２９号
福島県いわき市好間町下好間字一町坪76番地の１　スプリングハイツⅡ302
債務者　横山　利雄
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２５年（フ）第５２号
群馬県桐生市新里町新川3779番地14　スカイ・フロートB101
債務者　石島　章子
1　決定年月日時　平成25年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第３７１号
千葉県船橋市二子町382番地　高橋荘101号
債務者　田埜江身子
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３８３号
千葉県市川市菅野３丁目８番５号第二恵風荘101号
債務者　岩崎　七菜
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３８６号
千葉市若葉区御殿町１番地148
債務者　安井美由紀
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第３９１号
千葉県市原市迎田56番地　雇用促進住宅２―102
債務者　池田ルミ子
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係